

○議長（小林哲雄）

日程第6 議案第48号 開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の制定に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるため、開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、議案を朗読させていただきます。

議案第48号 開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについて。

開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年12月4日提出。開成町長、府川裕一。

では、説明に入る前に、1カ所、申しわけありません、修正をお願いしたいと思います。一番最後のページになります、14ページ、15ページをお開きください。附則の部分でございます。一番最後の第67条の一番下の行になります。開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例ということで、条例名、正式名称を入れてございますけれども、省略した条例名を用いるということにさせていただきますので、ここに省略名の条例名を入れさせていただきますというふうに思います。一番下の行の開成町を取っていただいて、指定介護予防支援等基準条例という名称に変えていただきたいと思います。開成町を削除して、指定介護予防支援等の後に、基準条例という名称で訂正をしていただければと思います。ですので、15ページの人員及び運営に関する基準等を定める条例も削除をお願いしたいと思います。本当に申しわけございませんでした。

では、説明に入らせていただきます。

今回の制定の趣旨でございますけれども、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）第3次一括法に伴いまして、介護保険法等の改正により、これまで国が定めていた介護予防支援事業所の人員及び運営等に関する基準について、条例で定めることとされました。国が定めていた基準といたしましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の法律に関す

る条例でございます。介護予防支援、具体的には要支援1と2の方の介護予防ケアプランの作成を行う事業所の人員及び運営、介護予防のための効果的な支援の方法等を定めたものとなっております。

開成町の条例制定の考え方といたしましては、現行の省令による基準によって運営される介護予防支援が適切なものと判断いたしまして、従うべき基準、参酌すべき基準についても、原則として現行基準のとおり制定することとさせていただきたいというふうに考えております。

開成町の独自基準といたしましては二つ考えておりまして、第3条の事業所の指定要件に暴力団排除という項目を加えさせていただいております。開成町は平成23年に開成町暴力団排除条例を施行しているため、介護保険事業者として、町が指定する介護予防サービスについても、暴力団排除条例の趣旨を踏まえた措置を講じることで、利用者が安心してサービスを受けることができるようにするものでございます。

もう1点といたしましては、31条にサービスの提供に関する記録の保存を、2年間から5年間に延長するというを加えさせていただいております。サービス提供者が不正請求などを行った場合、町は過大給付した介護給付費の返還を求めることとなります。地方自治法の規定によりまして、返還請求の時効は5年と定められていることから、介護予防サービス費の適正な給付等の観点から、関係書類の保存を5年とさせていただいております。

では、内容に移らせていただきます。1ページをご覧くださいと思います。第1章の総則から、第6章の基準該当介護予防支援に関する基準までになってございます。ところどころ割愛をさせていただきながら説明をさせていただければというふうに思っております。

第1章、総則でございます。第1条、趣旨。この条例は、介護保険法に基づきまして、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。

第2条、定義でございます。指定介護予防サービス等、あと、指定介護予防支援事業者又は指定介護予防支援、介護予防サービス計画費、利用料については、こちらに記載をしているとおりでございます。

続いて第3条で、独自基準を加味しておりますけれども、指定介護予防支援事業者の資格ということで、条例で定めるものは、法人といたしまして、開成町暴力団排除条例に該当する者があるものは除くとするということで、規定をさせていただいております。

2ページ目にいきます。第2章、基本方針。第4条、基本方針でございます。指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。第2項といたしまして、指定介護予防支援の事業は、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。第3項として、指定介護予防支援事業者は、不当に偏

することのないよう、公正中立に行わなければならない。第4項、指定介護予防支援事業者は、地域におけるさまざまな取組を行う者等との連携に努めなければならないという規定になってございます。

続いて第3章、人員に関する基準でございまして、第3章と第4章に関しましては、指定介護予防支援事業者に関して規定する項目になってございます。

第5条、従業員の数ということで、指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならない。

第6条といたしまして、管理者については、常勤の管理者を置かなければならない。第2項に、管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとするということになっております。

続いて第4章、運営に関する基準といたしまして、第7条、内容、手続の説明及び同意でございまして、指定介護予防支援事業者は、利用申込者の同意を得なければならない。第2項といたしまして、理解を得なければならない。第3項として、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、情報通信の技術を使用する方法で、当該文書を交付したものとみなすということになってございます。以下、電子情報処理に関することなので省略をさせていただきます、4ページになります。

第8条、提供拒否の禁止ということで、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

第9条、サービス提供困難時の対応ということで、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他必要な措置を講じなければならない。

第10条でございまして、受給資格等の確認。被保険者証により、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

第11条、要支援認定の申請に係る援助ということで、申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならないということにしてあります。

第12条に関しては、身分を証する書類の携行。

第13条は、利用料等の受領。

第14条、保険給付の請求のための証明書の交付を規定してございます。

第15条、指定介護予防支援の業務の委託ということで、指定介護予防支援の一部を委託する場合は、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経ることということになっております。

続きまして、第16条、法定代理受領サービスに係る報告です。指定介護予防支援事業者は、町は国民健康保険団体連合会に委託をさせていただきますので、国民健康保険団体連合会に情報を記載した文書を提出しなければならないということになります。

続いて第17条、利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付でございまして、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類

を交付しなければならない。

第18条は、利用者に関する町への通知でございます。

その次、6ページになりますけれども、第19条、管理者の責務ということで、規定がされております。

第20条、運営規程になります。指定介護予防支援事業者は、重要事項に関する規程を定めるものとするということで、1号の事業の目的及び運営の方針から、第6号のその他運営に関する重要事項を規程をしてございます。

第21条については、勤務体制の確保。

第22条、設備、備品等。

第23条、従業者の健康管理。

第24条については掲示。

第25条については秘密保持ということで、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないということになってございます。

第26条といたしましては広告。広告をする場合においては、内容が虚偽または誇大なものであってはならないということになってございます。

続いて第27条については、介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等になっております。第2項に、特定の介護サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならないとしております。

第28条、苦情処理でございます。利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならないということになってございます。

続きまして、8ページになります。第29条、事故発生時の対応ということで、指定介護予防支援事業者は、事故が発生した場合には速やかに町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとしております。

第30条に、会計の区分ということで、その他事業の会計とを区分しなければならないとなっております。

第31条は、独自基準を入れてございますけれども、記録の整備ということで、第2項、指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならないとしております。

続きまして、9ページ。第5章になります。介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準でございます。

第32条、指定介護予防支援の基本取扱方針ということで、指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。第2項として、指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。第3項に質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないというふうに規定しております。

続いて第33条、指定介護予防支援の具体的取扱方針になります。第1号が、指定介護予防支援事業者の管理者の方針、具体的取扱方針を規定しておりまして、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。第2号に、指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うということにしております。第3号から最後の12ページの第26号までは、担当職員に関しての具体的な取扱方針を規定しているものでございます。こちら、細かい部分でございまして、省略をさせていただければというふうに思います。

続いて12ページ、第34条になります。介護予防支援の提供に当たっての留意点ということで、介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるように次に掲げる事項に留意しなければならないということで、第1号から8号まで規定をしております。第1号で、生活の質の向上を目指すこと、第2号で、利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めること、あと、目標を設定して、利用者サービス提供事業者等とともに目標を共有していくことということが、具体的に留意点として書いてございます。

続いて第6章、基準該当介護予防支援に関する基準でございます。

第35条で準用といたしまして、基準該当介護予防支援に関して準用するというところで、規定がしております。

最後、第36条の委任になります。この条例に定めるもののほか、指定介護予防支援の事業に係る人員及び運営等に関し、必要な事項は町長が別に定めるとしてございます。

続いて附則になります。

第1項、施行期日でございます。この条例は、平成27年4月1日から施行することによって、なっております。

その次でございます。第2項で、開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正になります。今回、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定することによりまして、開成町地域密着型介護予防サービスに関する条例の中の、指定居宅介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る基準が、町の条例に委任されることになります。今まで当該基準を定めている厚生労働省の指定居宅介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準を引用しておりましたけれども、新たに制定される町の条例の制定にあわせて、附則で改めるものとなっております。14ページでございますけれども、表の右側が改正前、左側が改正後になってございます。

まず、改正前の欄の第16条、心身の状況等の把握でございます。改正前の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、第30条第9号を、改正後の開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年開成町条例第 号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という）の第33条第9号に改める

ものでございます。

続きまして、第67条、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針中の第2号になります。指定介護予防支援等基準第30条各号に掲げる具体的取扱方針及び指定介護予防支援等基準第31条各号を、改正後の指定介護予防支援等基準条例第33条各号に掲げる具体的取扱方針及び同条例第34条各号に掲げるということで、改正するものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

1番、菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。

ページ数で言いますと、6ページ。18条の第2項であります。偽りその他不正の行為によってというところがありますが、不正という形でここは文言が入っております。国の条例等にあわせた形で今回つくっておられるということは確認できるんですが、現状として、こういう行為が発生しているのかどうかということを経験しながら、現状は、不正発見についてどういうふうな形でやっておられるのか。この条例でいきますと、単に不正行為というような形で記載されていますが、その見きわめについて、条例制定はどういうふうにされていくのかということと、あともう一つ、第22条のところ、必要な広さの区分を有するというような形で記載されています。この必要な広さの区分ということですが、この広さの区分については、ここでは別表等が記載されていないわけでありまして、この広さ等については、正式に、数字的なもので区分を明記されるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

まず1点目の、第18条の偽りその他不正行為によってというところなんですけれども、今現在、県が指定をしている事業者等につきましては、予防の事業者さん等も含めて、年に1回ないし2年に1回、県が中心に、県が指定した事業者に対しては、指導という形で入ってございます。指定権者は県なんですけれども、一応町の介護保険の担当も、町内の事業者に関しては同席をさせていただいて、実際の利用状況の内容であったり、あとケアプランと実際の計画と提供しているサービスに相違がないかどうかということをチェックさせていただいてございます。

町が指定をしています地域密着型等の事業者さんに対しては、町が中心になりまして、年に1回ないしは2年に1回、定期的に指導というような形で、実際の事業所に行き、実際の人員体制だったり、あと適切にサービスが提供されているかということを確認させていただいております。その中で悪質なものというのは、この町内に限っては、悪質なものというところで該当になるものはありませんけれども、ただ、

その人員の配置等で、一時的にケアプランの管理者が不在だったり、いろんな状況等が見られて、そこが減額請求をしてなかったりというようなことがあったり、軽微なものは指導に入ることで見つけることができます。悪質なものはないんですけども、県の指導ないし町が独自で指導に入らないうちで、不正があるかないかというところを見きわめていくというところが一つございます。

あと、介護の適正化ということで、年に2回ほど、利用者さんに対して、あなたの利用しているサービスはこういう内容ですというような形で通知をさせていただいております。利用者さんに送ることで、自分のサービスの内容の確認であったり、あと、架空請求というようなことも、今までの経過の中ではございませんけれども、適正化ということで、実際のサービス内容について通知をさせていただいております。

あと、第22条の関係でございますけれども、こちらの指定介護予防支援等の事業、この新規条例につきましては、あくまでも人員及び運営に関する基準等を定めたものでございますので、こちらの広さの区画については、厚生労働省の中で規定してございますので、うちの新規条例の中には入れてはございません。

以上です。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

答弁いただきましたけれども、第18条のところでもう少し伺いたいたいんですが、今回、町の条例を制定するわけですから、今までは県の指導を仰ぎながら年間1回か2回の調査等をやっておられたということですが、今後はもう少し町の条例を充実というような形では、もう少し強化していかなきゃいけない部分というのが発生してくるのかなという気がするんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

この新規条例は人員及び基準ないし運営に関することを町で定めておりますけれども、今まで厚生労働省令にのっとった形でやってきたものを町の条例に置きかえたものでございますので、考え方としては、今までも同じようにやってきたというところがございます。町の条例という形で位置付けるわけでございますけれども、基本的には指定権者、地域密着型ですと町、あとそれ以外の県が指定している事業者に関しては県が中心になって、そこは従来と同じような形で指導に入っていくというところを基本に考えております。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

あともう1点、こういった介護の基準もそうですけど、医療と同様に。当然それは決済的なものが、主なものは国保連合会経由ですとか、そういうところで担ってい

ますから、第一段階的には国保連合会を通ると。そこは審査機関になっておるわけですから、そこを通過して情報は役場のほうに。第一段階的には、国保連合会議の中でそういう審査は通るという形になります。ただ、議員がおっしゃるように、今後こういった件数は増えていくでしょうから、やはり市町村独自の対応もしろよという、もっと詳しくやれよってというような方向性は、国のほうではだんだん出してきているというのが実態でございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

私が懸念するのは、こういった形で、国のほうがどんどん町に丸投げするようになってきているということが、非常に負担増になってくるんじゃないかなというところを気にしてまして、課長の答弁では、今までやってきた国の基準どおりに進めていくので、特に負担がないような受け取り方しましたので、余り無理しないような形で進めていただきたいなというように思います。よろしく願いいたします。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑どうぞ。

11番、井上宜久議員。

○11番（井上宜久）

ちょっと質問がずれているかもしれないんですけど、状況という形で教えていただきたいのは、今回の新条例が適用される事業者というのが、町内であらわれてくるのかどうか。その辺をまず1点と、それと町指定の関連で、町指定の地域密着型サービスの支援事業というのは、現在どういった事業者があるのか。それとあわせて、そこに開成町の住民の方がどのぐらいお世話になっているのか、その辺の状況をまずちょっと教えていただきたいんですけれども。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

お答えいたします。1ページをご覧くださいと思います。ここの第2条に指定介護予防支援事業者ということで、第1号に指定介護予防サービス等、第2号に指定介護予防支援事業者ということで、この第2号で、指定介護予防支援事業者というのは、具体的に介護予防のケアプランを立てるような事業者という意味合いになります。上の第1号は指定介護予防サービス等ということで、指定介護予防サービス事業を提供する事業者さんは、町内で言いますと、予防も含めて、例えば通所介護であるならば、社協であったり、みんなの家だったりというところで、具体的に幾つかあるんですけれども、第2号の指定介護予防支援事業者ということで、プランを立てる事業者さんの数で言いますと、町内には、基本的に介護予防の計画を立てるところは、原則的には地域包括支援センターがするという決まりになっております。



ただ、今までは国の人員及び運営に関する基準の中で、一応その条件を満たした事業者で、何カ所か包括以外に委託ができるような形で考えております。町内で言いますと、予防プランを立てるのは、具体的に地域包括がメインなんですけれども、それ以外に、町内で考えますと、あと3カ所、事業者としては委託することができることになってございます。それ以外に11カ所、町外でも委託ができることになってございます。

その委託ができる事業者かどうかというところは、今現在もこれからもそうなんですけれども、地域包括支援センターの運営協議会というのを開催をしております。指定介護予防支援を、公正中立の立場で、そのプランを作成することができるかどうかというところを、地域包括支援センターの運営協議会の中で諮って、その事業者が適切かどうかというところで見きわめて、委託協議をさせていただいた上で、委託するというような形の流れをとってございます。ですので、今後、平成27年度以降、町の基準を定めた中で、同じように包括の運営協議会で諮る中で、委託をするというような流れになっていきます。

あと2点目、地域密着型の予防サービスですけれども、町内にグループホーム2カ所、あと小規模特養という形で1カ所、あと認知症の方を対象にしたデイサービスが、一応地域密着型のサービスの中にはございます。こちらの条例に関しては、予防の方たちの利用状況ということになりますので、要支援の方たちで今現在利用されている方はいらっしゃいません。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

ですから簡単に考えていただくと、この新規条例ですけれども、誰を対象にといったら、主に要支援1、2の方を対象にする事業を定めたくくりという形になります。それで、これはもう既に開成町は現在やっているわけですけれども、そのやっている基準が、今までは厚生労働省令の基準をもとにしてやってきたんですけど、国の法律等が変わったので、平成27年4月から町で条例を制定して、引き続きやっていくという形になったんです。今回、議会でのご提案ということですから、全く新しいものをやるということじゃなくて、今までやっている流れの基準が、政令、国が出している厚生労働省令から、今度条例を定めて4月から変わっていくという形になります。

以上です。

○議長（小林哲雄）

井上議員。

○11番（井上宜久）

ちょっと全体がつかめないのは、町指定の地域密着型のサービスということになりますと、養護関係では社協が一つですけど、そのほか3業者がありますよということですけど、その三つというのはどこを指すんですか。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

地域密着型サービスということではなくて、居宅介護予防支援事業者として、それがあとほかに3カ所あるとご説明をさせていただいたんですけれども。実際は具体的にケアプランを予防の方、要支援の1と2の方のプランを立てる事業者ということですので、町内で言いますと、具体的に言いますと、すずろだったり、あとエリアだったりということになります。

○議長（小林哲雄）

井上議員。

○11番（井上宜久）

もう1点教えていただきたいのは、そういったいろいろな運営は、協議会があって、その協議会の中でいろいろ協議されるということになると思うんですけど、その協議会は年に1回とか2回という報告があったと思うんですけど、具体的に、こういった条例に関してこんな問題があるよというような問題指摘というか、過去どういった内容で問題提起が出されて、その改善を図ったりしていると思うんですけども、どういった問題が出されているんですか。ちょっとずれているかもしれませんが。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

地域包括支援センター運営協議会ということで、年に1、2回程度開催をさせていただいておりますけれども、大きなものとして考えたときには、地域包括支援センターを直営から社会福祉協議会に委託するという、委託方式をとるところで、そのあたりを実際、今現在、包括支援センターの内容を踏まえた中で、委託方式がいいのか、運営主体を変えたりするときに、どういう課題があるかというようなところを話したりということを協議させていただいております。

あと、それ以外のことに関しては、先ほど申しましたように、ケアプランを作成する事業者さんが、あくまでも中立公平性を担保できるというところを前提とするというところがございますので、この運営協議会の中で、その事業者さんが担保できるかどうかというところを協議をしまして、その中で、委託しても大丈夫だろうというような了解を得て、委託するような形をとっております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

ほかにございますか。

2番、高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。

私、質問したい件は、2ページの人員に関する基準の件でございます。第5条に指定介護予防支援事業者は、1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数

の保健師その他指定介護予防云々、知識を有する職員とか、それとあわせて、もう一つは第6条のほうに、常勤の管理者をおかなければいけない。先ほどの説明の中では、厚生労働省がやってきたものを町の新規条例として定めるという形で、今回提案されているわけですがけれども、この人員に関しては、今までやってることをそのままこの中に入れ込んであるというふうに言っておりますけれども、今、私がお話しした件は、十分充当されているという認識で、我々は受けとめてよろしいですか。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

第5条と第6条に関しては、国の基準の中で従うべき基準というふうになってございますので、そのまま国のものを使わせていただいております。この中で、1以上の提供するに必要な職員ということで、1以上ということで規定してございますので、必要な数は1以上置くことができますので、その辺は運営できているというふうに判断しております。

○議長（小林哲雄）

ほかにありますか。

高橋議員。

○2番（高橋久志）

何か歯切れが悪い答弁のように受けたんですけども、現在の状況では、この条例で提案している人員に関する基準については問題ないというふうに答弁がありましたけれども、あわせて、常勤の管理者、本当にそういう状況の中で置かれているのかどうかはちょっと気になることなんで、そこも問題ないということですか。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

お答えします。常勤の管理者を置くということは原則でございますので、今の段階でも常勤の管理者を置いてございますので、ここは問題ないというふうに捉えております。

○議長（小林哲雄）

質疑はこの程度にしたいんですが、ご異議ございませんか。ありますか。

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

ちょっと聞きたいんですけど、この条例の中に、例えば災害時の支援協定じゃないですけども、そこら辺の条文なんかを入れるような検討をしたのか。またはこの条例については、そういうようなのはそぐわないのか。町独自の条例の中に付加する意味では、そこら辺のいろいろな協定等の中で、支援を明確にしていくという部分では、有効ではないのかなというところがありますので、そこら辺がそぐうのかそぐわない

のか。また議論したのかというところをお聞きしたいです。

○議長（小林哲雄）

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

災害時に協力を求めるというところにつきましては、開成町防災計画という大きな計画の中で動かしているというふうに捉えておりますので、あえて、この条例の中には盛り込まなかったというところがございます。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。これは国から町におりてくるという、大変負担が大きくなる部分では、今回の条例では理解するところなんです、今後、職員の人員も増えた中で、そこら辺の精査ができるようになったときには、上位のほうの防災計画に載っているからというのではなくて、ここら辺の絡みをもうちょっと内容に付加して、条例の改正を視野に入れてやっていっていただきたい。その裏側に何かあるかという、やはり災害が起きたときに、支援を確実にしていく。今協定等を結びながら、日々協力は仰ぐような形の体制はとっていますが、それを協定ではなくて、こういう条例の中に付加するような中でやっていければ、より安心安全なまちづくりに寄与する条例になるのではないのかなというふうに思いますので、今後の検討課題ということで、時間をかけながら、まずはスタートした中で精査しながら、よりよい条例をつくっていただきたいというふうにお願いします。

○議長（小林哲雄）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（草柳嘉孝）

今議員のおっしゃるとおり、もっともなところがございますけれども、今回の条例に関しては、そういった面についてはそぐわないのかなという結論に達したというところがございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑どうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第48号 開成町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって可決いたしました。